

第 215 回統計委員会 議事録

1 日 時 令和 7 年 3 月 21 日（金） 10:00～10:50

2 場 所 総務省第二庁舎 7 階大会議室及び Web 会議

3 出席者

【委 員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、
富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、清水 千弘

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局統計調査部長、内閣府経済社会総合研究所次長、
内閣府大臣官房政策立案総括審議官、農林水産省大臣官房統計部長、
経済産業省大臣官房調査統計グループ長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長

政策統括官（統計制度担当）：山田総務省大臣官房審議官

重里統計企画管理官

栗原統計品質管理推進室参事官

4 議 事

(1) 諮問第190号の答申「作物統計調査の変更について」

(2) 諮問第192号「経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更について」

5 議事録

○椿委員長 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今から第215回統計委員会を開催いたします。

本日も会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略とさせていただきます。本日の議事は議事次第のとおり、答申及び諮問を予定しております。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の皆様方、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際には必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただきますようお願いいたします。

また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には冒頭、御自身のお名前

をおっしゃっていただきますようお願いいたします。スムーズな委員会運営に向け、何とぞ御理解のほどをお願いいたします。

○**椿委員長** それでは、議事に入らせていただきます。

諮問第190号、作物統計調査の変更の答申案について、産業統計部会部会長の樋先生から説明よろしくお願ひ申し上げます。

○**樋委員** 樋です。それでは、作物統計調査の変更に関する答申案について御報告いたします。

本件につきましては、昨年12月の統計委員会で諮問された後、4回にわたる部会審議を経て、本日お示ししております答申案を取りまとめました。1月以降の委員会におきまして、その都度議論を終えた部分の取りまとめの方向性については御報告をしておりますので、この場では答申案のポイントを簡潔に御報告することにしたと思います。

それでは、お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページ目の「(1) 承認の適否」というところですが、全体的な結論として、今回の変更について承認して差し支えないと判断をいたしました。ただ、調査計画の正確な記載という観点からの修正のほか、「今後の課題」として将来的な対応を求めている事項が幾つかありますので、後で触れたいと思います。

次に、個々の変更事項について、「(2) 理由等」の部分で順に記載をしておりますので、それに沿って御説明をいたします。

まず、アの行政記録情報の活用について2点あります。

1つ目が、水稻の作付面積について、行政記録情報等の活用により、従前と同様の公表を維持しつつ、実測調査による情報収集を取りやめるという変更です。これについては、1ページ目から2ページ目にかけての小文字のcの部分で、おおむね適当と評価をしておりますが、将来、行政記録情報等の内容に変更が生じた場合にも、公表が継続できるようにする必要があるということで、後ほど触れる「今後の課題」の一つとしているところです。

2つ目の(イ)は、さとうきびの調査に関するものであります。調査対象地域の一つである鹿児島県のうち、屋久島以外の島しょ部については、鹿児島県庁が公表している情報を活用し、作物統計調査としては、その分の報告者数を減らした上で、これまでと同様の公表を維持するという計画です。これにつきましても、水稻の作付面積とほぼ同様の理由で適当としております。

続いて、イ、水稻以外の作物に係る調査の変更です。このうち(ア)の作付面積調査を農林業経営体に対しても実施することに伴い、複数の変更が予定されておりますので、A、B、Cで分けて書いております。

まず、Aの部分ですが、農林業経営体を作付面積調査の調査対象に加え、経営体から得られる面積情報を作付面積の集計にも活用するというものです。2ページ目から3ページ目にかけてのaとbの部分で、変更の背景や必要性を記載しておりますが、4ページのcの部分に書いてありますとおり、農協など関係団体への調査だけでは情報が不足しているという現状に対応するものであり、現在、相当な規模で発生している補完作業を大幅に縮小することが期待できるということから、適当としております。

次に、B、経営体の標本設計の見直しも行われます。簡単に申し上げますと、経営体の規模に着目して、標本選定の重点化と効率化を図ろうとする計画なのですが、bの部分に記載したとおり、現在の方法よりも、より実態を反映した集計が期待できるというものであるとともに、報告者数が縮減されるという

ことで、おおむね適当としております。ただ、実際に調査をしてみて、改善の余地が生じることも考えられますので、標本設計の更なる見直しの検討については、最後に「今後の課題」としてしております。

なお、5 ページ目の図表 5 ですが、審議の過程で申請のときの調査計画が正確に書けていないと思われる部分がありましたので、記載の修正を求めています。

次に、C の部分ですが、今回の変更に伴う調査票の見直しに関するものです。作付面積調査の調査対象に経営体を追加することに伴い、別添として添付した一覧表のように、調査票のタイトルや様式番号が変わるものが多いのですが、経営体に対するこれまでの調査でも、基本的には面積情報は聞いておりましたので、面積に関する調査事項が増えるという調査票は、6 ページ目の図表 7 に掲げたものに限定されております。このようなことから、b で記載しておりますが、調査票の新設及び調査事項の追加も必要最小限のものであるということから適当としております。

次に、7 ページ目の（イ）は、調査系統と、それから調査方法の変更であります。具体的には図表 8 のとおり、これまでの地方農政局を経由する調査を基本的に民間委託にしつつ、大規模な経営体に対しては、職員や調査員による調査を行うというものであります。これについては、b の部分になりますが、地方農政局等におけるマンパワーの制約がある中で、今後も調査を継続するための対応であり、民間事業者との役割分担も明確に区分されているということなどから適当としております。

次に、一番下にあります（ウ）です。水稻以外の作物については、現在、一部の作物を除いて、毎年、主産県の範囲で調査を行いつつ、3 年又は 6 年ごとに全国調査が行われております。この周期を 5 年に統一した上で、全国調査の新たな開始年を令和 7 年とする作物と、それから令和 8 年とする作物の 2 つのグループに分け、時期をずらして実施するというものです。

この変更については、8 ページ目の b の部分の前半で、おおむね適当としております。ただ、令和 8 年産のグループが最新の農林業センサスの情報を標本選定の母集団として使える一方で、7 年産のグループはタイミング的にそれができないということから、1 つ前の 2020 年センサスの情報を母集団として利用しなくてはならないということです。そして、この構造がずっと将来にわたって、5 年おきに続いてしまうことになります。

7 年産と 8 年産を開始年とすることは、本調査を利用する政策部局との調整の結果ということであり、やむを得ないとは考えておりますが、将来的には、全国調査の実施年について、使用できる母集団の状況を勘案して検討した方がよいということで「今後の課題」としてしております。

9 ページ目の（エ）から 11 ページ目にかけてのウについては、調査時期や公表時期の変更に関するものです。これらについては部会でも特に意見はなく、調査事務の効率化や報告負担の軽減、政策に関する手続時期の変更に伴うもの、今回予定されているほかの変更の内容に連動するものなど、作物ごとに事情がそれぞれ異なっておりますが、利活用上の大きな支障も見込まれないと考えられることから、いずれについても適当と判断をいたしました。

以上が今回予定されている変更についての部会としての判断です。

最後に、11 ページ目から 12 ページ目のかけての「2 今後の課題」です。ただ今御説明した中でも触れておりますが、水稻の作付面積に関する行政記録情報等に変化が生じた場合への対応、それから、経営体に関する標本設計について、実際の調査結果を踏まえた検証・改善、それから全国調査を行う際にできるだけ新しい母集団情報を用いることができるように実施時期の再検討という、この 3 つについて課題として掲げております。

作物統計調査の答申案につきまして、私からの説明は以上です。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につきまして、何か質問等があれば、よろしくお願い申し上げます。福田先生の手が挙がっております。よろしくお願いいたします。

○福田委員 御説明ありがとうございました。御説明自体は異論がございません。適切な修正がなされていると思います。

その上で、足元の状況も踏まえて、この作物統計というのはもう極めて重要なものに今なっているということです。私があえて申し上げるまでもありませんが、足元で農産物の価格というのは非常に高騰しており、それはなぜなのかということは世の中の非常に関心も高いし、そういう意味では、こういう作物統計のベースを参考にしながら、今後の動向を知るという意味で非常に重要な統計であるということとは間違いないことだと思います。

他方で、統計を見るだけでは全く解明できない謎も現状では起こっていて、これは私もあえてまた申し上げるまでもないかもしれませんが、米の値段がなぜこんなに高騰しているのかということは全く分かっていないということだと思います。作物統計を見ると、量的には足りているんだという、これは農林水産省の御説明だと私は理解していますが、実際には米の値段がものすごく上がっているということがあって、多分中間的な業者の問題の統計が把握できていないということから、実態がなかなか分かっていないということだと思います。

そういう意味では、今回の答申案とは全く無関係ですが、そういったことも含めて今後、作物統計プラスアルファでこういった問題をどういうふうに考えればいいのかということも、引き続き検討していただくような機会を検討していただければという希望を申し上げたいと思います。

○樫委員長 御指摘ありがとうございます。今回の答申とは直接関係はないですが、もし農林水産省の方で今の福田先生のコメントにつきまして、何か御回答があれば、よろしくお願いいたします。

○椎野農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（企画班） 農林水産省統計部の椎野です。私ども統計部としましては、作物統計調査の水稲の作況調査の部分のみのお答えしかできませんが、令和6年産の水稲の作況調査も、標準誤差率で見ますと0.2%、これをキロ換算すると1キロというところで、非常に正確な数字が取れていると思っております。引き続き、こうした調査の結果だけでなく、その精度ですとか、そうしたところも、よく生産現場の方たちにも十分説明させていただきたいと思えますし、そういった中で、また、更によりよい調査手法、そういったものがあれば、我々としても検討していきたいと思っております。

○樫委員長 どうもありがとうございました。もちろん、先ほどの福田先生の御指摘というのはかなり大きな話ですので、農林水産省だけのことではないということは我々もよく分かっておりますが、これは、逆に統計全体の体系に係る御指摘だと思いますので、福田先生、また統計委員会の中で、広い場で議論できる機会があればと思いました。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。久我先生、手が挙がっております。久我先生、よろしくお願いいたします。

○久我委員 ニッセイ基礎研究所の久我です。先ほどの福田先生とかなり重なる部分がありますが、私からも、日頃消費行動の分析でメディアの対応などをさせていただいているので、少し意見をさせていただければと思います。

先ほどもお話にありましたように、米をはじめとした生鮮食品、農作物の値上がりが著しい中で、最近メディアなどでも統計の取り方の部分にもかなり興味を示すような方が増えているという印象です。今

回の変更も含めて、いろいろな統計の人材の問題もあったり、作業の効率化のために行政記録の活用を進める上で、当然精度の検証などはしているわけですが、例えば、一般消費者とかメディアにも分かりやすいように、ホームページの上で一層、新旧対照表であるとか、制度の部分でこういう検証をされていて問題がないと判断しているというような、より丁寧な分かりやすい情報発信が求められているのではないかと考えています。

日頃いろいろな取材などをお引き受けする中で改めて感じておりますので、その旨意見をさせていただければと思います。

○樫委員長 統計に係る公表、情報発信に関する御意見を頂戴したところです。あくまでこの統計ということで限定的ですが、事務局で御意見ございますか。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官（人口・社会・農林水産統計担当） 先生ありがとうございます。この作物統計以外のことも含めて、しっかり丁寧に情報発信をしていただきたいという御意見だったと思います。

この関係につきましては、統計の方で、いろいろと問題があったわけですが、それを受けまして、協議が行われて、品質管理の関係でガイドラインを作ってしっかり丁寧に政府として対応していこうとなっていると思います。農林水産省の方でもそれに対応して、情報発信をしていっていると思いますし、政府全体としても、それに向かって進めているような状態かなと思っています。引き続き、このガイドラインに従って、しっかり丁寧に発信していくようなことになっていると思います。

○樫委員長 どうもありがとうございます。府省横断的なガイドラインがあるということ、各府省に対して必要に応じて、それが適正に行われているかという診断も行われていると私も承知しておりますので、この統計に関してももちろん、そういうことが実施できるだろうと思っているところです。

ただ、ユーザーの声がどういうふうに反映されているかということは、久我委員からあったように、これからむしろそういう診断とかプロセスの中で検証していければと思うところです。久我先生、よろしいでしょうか。

○久我委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。菅先生、よろしくお願いします。

○菅委員 1つだけ手続的に教えていただきたいです。5ページの調査計画の修正案というのがあり、こちらに修正意見という表現がありますが、修正意見というのは、統計委員会の修正意見を受けて、調査計画を修正するかどうか、この後決める、それとも、そのとおりに変える、その辺りの関係がよく分かりません。その修正意見というと、新たに意見を言っているだけにも聞こえます。

○樫委員長 事務局よろしくお願いします。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室調査官（人口・社会・農林水産統計担当） それでは事務局です。一言で言いますと、この意見を受けて直していただくという、そういう位置付けになっております。

○菅委員 意見を受けて、そのとおりに変えてもらうという話ですか。

○菊地総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室調査官（人口・社会・農林水産統計担当） さようでございます。

○菅委員 分かりました。それだけ確認したかったのです。

○樫委員長 どうもありがとうございました。ほかいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、取りまとめたいと存じます。部会長からも御報告がありましたとおり、今回の諮問では審議事項が非常に多岐にわたって、4回の部会の中で、非常に限られた時間の中で密度の濃い議論が行われたと拝察いたします。いずれの変更事項につきましても、適当、またはおおむね適当と判断されているところですが、将来の状況に変化が生じた場合の対応とか、あるいは今回の変更を踏まえた調査の更なる改善といえますか、そういうことにつきまして、「今後の課題」も設けられたところです。

農林水産省におかれましては、本調査の安定的な継続と改善に向けた適切な対応について、引き続きよろしくお願い申し上げます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。作物統計調査の変更についての本委員会の答申案は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○樫委員長 それでは、そのように、答申案は資料1のとおりとさせていただきたいと思います。

樫部会長をはじめ、産業統計部会に所属された委員、臨時委員、専門委員の皆様方、部会での精力的な御審議、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

○樫委員 ありがとうございました。

○樫委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。諮問第192号、経済センサス - 活動調査及び個人企業経済調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明をお願い申し上げます。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室統計審査官（経済統計担当） 総務省の統計審査官室です。本日もありがとうございます。資料は2-1と2-2と付けてあります。今回、経済センサス及び個人企業経済調査の変更に際しましての諮問をお願いしたいという趣旨です。

資料2-2の方が実際の変更申請の内容です。2つの調査ですので、43ページからが経済センサスの調査票の新旧対照表、88ページ目が調査票の資料、それから128ページ目以降が個人企業経済調査の資料となっております。適宜、御参照いただければと思っております。

それでは、説明につきましては資料2-1、こちらの資料から御説明させていただければと思います。

1ページ目をお開きいただきまして、まず経済センサス - 活動調査の概要です。こちらの調査は、調査の目的にありますとおり、経理項目を同一時点で網羅的に把握します。我が国におきまして、事業所企業、複数の事業所が集まった集合体みたいなものが企業ということですが、こちらに対する全数の調査ということになります。

次に、調査の概要です。実施府省にお座りいただいておりますが、総務省、経済産業省共管の調査です。それから、調査の対象ということで、2つの調査でおおむねできておりまして、1つ目は甲調査、こちらは端的に言いますと、民営事業所を対象とした調査になります。乙調査は、公営の事業所を対象とした調査ということです。

調査方法は、イメージ図がありますので、後ほどそちらを御案内させていただければと思っています。

続いて調査事項です。こちらは事業所と企業を対象とする全数の調査ということで、経理項目を中心に聞いております。したがって、経理項目、特に売上高につきましては、産業別に様々な概念があることから、調査票、調査事項が産業別に分かれております。

事業所と企業を対象にしておりますので、単独の事業所と複数の事業所の企業でそれぞれ調査票が分かれており、22種類の調査票からなる状況です。調査事項につきましては、産業共通的に聞いておりますのが、例えば事業所の名称、従業者数、それから産業分類関係ですが、事業の内容と、企業全体の売上高・

費用、こういったものが産業共通的に聞かれているということです。

それから、各産業の調査事項ということで、売上高中心になりますが、製造業とサービス業でそれぞれ製造品出荷額やサービス収入の内訳等が調べられております。

右側に移りまして、調査周期につきましては5年です。

公表時期・方法は資料を御覧いただければと思います。

それでは、調査方法のイメージを作った図ですが、次を御覧いただければと思います。

大きく分けまして3つのカテゴリーから分かれております。最初のカテゴリー、こちらは法人の複数事業所企業ということであり、比較的大きな規模の企業が対象となっております。直轄調査となっておりますが、これは国から直轄ということであり、郵送を中心とした調査です。調査票は、企業を対象とする調査票と、あと事業所ごとに分かれている産業別事業所調査票ということで、それで本社で事業所もひっくるめて回答いただくような仕組みです。

2番目のカテゴリー、①から比べますと比較的小規模な企業等が対象になると思いますが、単独の事業所企業、あるいは法人でない団体になるもの、こちらは調査員調査ということで、実際に地方公共団体の調査員が調査にお伺いして産業別の単独事業所調査票をお配りされるということです。

最後のカテゴリー、調査員調査ですが、個人経営の企業、あるいは、新設事業所が対象となります。もともとこちらの調査は事業所母集団データベース等を使って調査しております。データベースのタイムラグがありますので、調査員が地域を回る中で新設の事業所が見つかるというものがあります。これらは産業共通的な調査票として実施されております。

以上、3つのカテゴリー、大体大きい規模の企業が国の直轄調査、小規模事業所が調査員調査ということで御理解いただければと思います。

次のページをお開きください。こちらの調査は、経済構造統計ということで、大きな統計の中の一つの調査、しかも相当主要な部分を占める調査です。

経済構造統計は基本的に経済センサスの基礎調査と活動調査の2種類ありますが、そちらと毎年の経済構造実態調査をまとめたような統計ということになります。

歴史的変遷で申しますと、平成21年から実施されております経済センサス - 基礎調査、こちらが事業所の名簿の整備を中心とした調査になります。

それから、今回諮問させていただいております平成24年から始まる経済センサス - 活動調査、こちらが売上高を中心としたような調査になります。

それから、毎年の調査につきましては、経済産業省が実施していました特定サービス産業実態調査あるいは工業統計調査というものがあまして、それが、令和元年以降、経済構造実態調査というものに毎年の調査がまとめられていったということで、実はこちらの調査は、後ほど触れますが、特定サービス産業実態調査、あるいは工業統計調査を引き継いでいる部分もあるということになっております。

ここには書かれていませんが、平成29年以降、統計改革という流れの中で、こういった統計の整備が進められてきたものであり、都合、統計改革以降で言いますと2回目の調査になります。

それでは、次のページをお開きいただければと思います。主な利活用の状況です。

こちらの調査は5年に1度の調査ですので、まずは「国民経済計算」、あるいは「国民経済計算」のベンチマークの推計に用いており、「産業連関表」も5年に1度ですので、そちらの基礎資料としての一番コアな資料ということです。

それから2点目が、「事業所母集団データベース」、名簿整備の調査の一環ですので、そういったものの基礎資料になっております。

それから行政上の施策への利用、法令上の基礎資料として、地方消費税の按分に使われているというような調査になっております。

それでは、5ページ目をお開きください。今回の調査の見直しに際しまして、基本計画で幾つか決まっております。そちらを踏まえて、総務省、経済産業省で検討が進められたという経緯があり、1点目は、統計改革の話をししましたが、国民経済計算の精度向上・充実の観点ということで、例えば2ポツ目にありますが、生産物分類の策定とか、そういったような視点があります。

経済統計の体系的整備の推進に関しましては、先ほど御説明したような経済構造統計の経緯があります。この調査はそういった形で進められておりますが、基本計画の中で、今までずっと見直しが続いていたという経緯がありますので、同一の調査事項で国内生産額や従業者数等の基礎データを蓄積した方がいいだろうというような御指摘があります。

最後、オンライン調査の推進で、これはこの統計調査だけの話ではありませんが、オンラインの回答を増やしていきましょと、そういったようなところがあります。

以上を踏まえると、調査事項はおおむね前回調査を踏襲、産業分類あるいは生産物分類の話がありましたが、そういったものの適用の見直し、それから、オンライン調査の拡大といったところの変更に当たる基本的な考え方になろうかと思っております。

それでは、具体の調査事項の変更、あるいは調査方法の変更に移りますので、次のスライドを御覧ください。

まず1つ目が、生産物分類適用への対応です。こちらにつきましては、生産物分類というのが、財分野の方が2024年、それからサービス分野はその前に既に対応して見直しもされているという状況です。財分野につきましては2024年に設定したものを踏まえた対応、具体的に言うと売上高とか出荷額等の概念になりますが、ここに掲げられている調査品目の例で言いますと、鉱業、採石業、砂利採取業の調査票ですが、ここに適用されてくるものです。あるいは製造業の方は、昔の工業統計を引き継いでおりますが、こちらこういった生産物分類の反映がされてくるということです。

サービス分野につきましては、既にサービス分野の生産物分類も前回調査から対応されておりますが、そちらは実際に1回の調査を踏まえて、あるいは利活用も踏まえて、調査品目の分割・統合が実施されるということです。こちらにつきましても、プレプリントの工夫、あるいは分類表の工夫などの計画です。

次の項目、これは昔の特定サービス産業実態調査の調査事項ですが、「物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高」といったものに代わりまして、こういった生産物分類の反映を踏まえて、ここに調査票の図がありますが、売上高という形で、こういう建設・サービス収入の内訳で同様の品目が調べられると、そういった見直しがされるということです。

7ページ目を御覧いただければと思います。産業分類の改定です。こちらは実際に産業分類のところが変わった対応といたしましては、卸売業、小売業の調査票の中で、店舗形態のカテゴリーが幾つかあって、そこから選択肢がありますが、その中で均一価格店というものが産業分類で新設されましたので、これで把握できるようになるといった、そういう対応です。

2ポツ目のところに関しましては、従来からの調査事項の見直しのところですが、例えば管理・補助的業務というところが追加され、事業の業態に関しては、従来は記入の仕方を御覧いただいてコードを記

入いただいていたましたが、それに関しまして調査票に説明を明記といったような、そういった変更がされております。

また、その他といたしまして4つありますが、最初は、昔の特定サービス産業実態調査から引き継がれた事項ということで、ここにあるような特定のサービス産業における取扱件数等の廃止の変更の申出があります。

2 ポツ目、「法人でない団体」に関しましては、後ほど御説明する調査方法とも絡みますが、要は産業共通で書いていたものから、産業特性がより反映できるような産業別単独事業所調査票になります。

3 ポツ目、「個人経営」の「支所・支社・支店」で、本所の名称、これは名寄せに使っていたようです。名寄せというのは、企業のひとかたまりを特定するということですが、今回はこれを名寄せして、本社で書かれている事項を分割するときに使ったようです。こういったところを集計工夫して地域別集計を維持しながら、記入負担のある本所の名称を把握しない対応が取られています。

4 ポツ目、事業所の開設時期につきましては、従来から同じような選択肢がありますが、区分が詳細になったということです。

8 ページ目を御覧ください。調査方法の変更です。これは冒頭申し上げましたが、オンライン調査の推進ということがメインになります。変更内容は、オンラインの回答率を増やすため、まず先行方式、オンライン回答に必要な書類を先に配るということを考えており、それに応じまして、この辺の2 ポツ目は、次のスライドで御説明しますが、調査の実施時期を5月から4月に少し前倒しすると、そういった内容です。

その下の社会保険事業団体等のところは、調査員調査から直轄調査に変更する内容です。

次のスライド、9 ページ目がオンライン先行方式の説明の資料になります。令和3年と令和8年を比較する形になっておりますが、令和8年側を中心に御説明させていただければと思います。上が直轄調査、下が調査員調査になります。

上を御覧いただければと思いますが、まず、国から調査の委託を受けた民間事業者から企業にオンラインの回答書類をお送りし、回答いただく、あるいは紙の御要望があれば紙の調査票をお配りすると、そういったようなオンライン調査の仕組みです。

調査員調査もおおむね同様です。まず、オンライン回答書類を国から郵送でお送りし、事業所がオンライン調査で回答いただくわけですが、その後に、新規で調査員が見つけた事業所、あるいはオンライン回答がいただけなかったような事業所に関しまして、調査員がオンライン回答書類と調査票をお配りし、その後調査票を回収してくるといった方式を申請されております。

最後に10ページ目ということで、集計事項・公表時期の内容です。公表時期につきましては、これも表で御説明させていただきますが、令和3年調査では、令和5年6月の産業横断的集計（確報）というものがありますが、こちらを3か月前倒しするという、また、従来12月に公表されていた鉱業、採石業、砂利採取業のものとか、建設のところというものの公表時期が変わるというような対応です。

2 ポツ目は、先ほどの個人経営の企業の本所の話、それから3 ポツ目はそれ以外も集計事項の変更があるという話です。

以上が変更案です。前回答申の「今後の課題」、あるいは基本計画の対応状況が次のスライドです。

1 点目が支払利息のところ、前回調査から「支払利息等」というものが削除されております。その削除につきまして、引き続き継続することが必要かどうか、再度検討してくださいというような内容で

ざいまして、結論から申し上げますと、こちらはニーズがあまりなかったということで、支払利息等については前回調査と同様、把握しないというような内容です。

2点目、基本計画の対応ですが、1つ目が、令和8年の調査と、あと産業連関表を推計するための費用を調べる投入調査の一つで、サービス産業を中心としたサービス産業・非営利団体等調査ですが、これは費用構造を調べるという意味では、体系的に整備が必要だろうということで連携強化をしていこうというような内容であり、実際に実施府省の御検討の中で、名簿の共有を考えているということです。

2つ目は、SUT体系あるいは経済構造実態調査の関係に留意しつつ見直しということで、例えば生産物分類の対応につきましては、先ほど御説明した内容になるわけです。

12ページ目以降は、個人企業経済調査の話です。これは経緯をお話すると、令和元年調査から非常に大きな見直しがされておりまして。それまでは四半期調査で、都道府県が調べるような、そういった調査でしたが、産業を広げた上で、国の直轄調査、あと毎年の調査に見直したということです。

この調査は、令和3年の経済センサスでは、同時実施用の調査票を配布されていたということで、個人企業経済調査自体の見直しというよりは、同時実施用の調査票が経済センサス側の部分に関して見直しされるという内容です。個人企業経済調査自体の見直しはありませんので、こちらは経済センサスに絡んでの話ということで御理解いただければと思います。

続いて、個人企業経済調査の前回答申の「今後の課題」です。これも、3つあります。1つ目が、統計改革でそういった流れが進められている中だったので、それとの整合的な見直し、あるいは、個人経営の企業対象ということで、非常に回答がしづらいものがある場合はまずいといったところの検討です。これについては、そういった対応が進められているのかなと思っています。

それから2点目は、民間委託され、その影響を見てくださいということで、実はこの調査の回収率は平均9割程度ということです。大きな問題が出ているわけではないと思っております、これは対応が着実に進められているものかなと考えております。

最後、従来四半期の調査だったという事情もあると思いますが、調査が実施されて9か月後の公表というところを、こういった調査の見直しを踏まえ、早期化検討ということで、これも既に10日程度の早期化が図られているということで、これも着実に進んでいるのかと考えております。

最後は個人企業の部分でしたが、経済センサスのところの変更かと思っております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。本件は、サービス統計・企業統計部会に委託し、詳細については同部会で審議いただくことといたします。それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしく願いいたします。清原先生、手が挙がっております。よろしく願いします。

○清原委員 清原です。御説明ありがとうございました。現行の基本計画では、デジタル化についての対応が求められて、デジタル部会の設置をはじめ各部会でも、デジタル化への対応の問題意識で検討していると思います。今回の経済センサスについては、特に「公的統計のデジタル化」については、「オンライン化の推進」ということを明確に示しているというところに大きな特徴があると思います。

そこで御質問ですが、6ページ、7ページのところで、例えば「生産物分類の適用への対応」、そして「新しい産業分類への対応」ということが変更の内容になっておりますが、「経済のデジタル化」に対して、この対応によって、今までの調査と比較して、相対的にその把握が強められるような、そんな見直しをお持ちの上での対応が図られる予定でしょうか。

「公的統計のデジタル化」については、極めて重要な「オンライン化の推進」を進めていただく計画ということを大いに歓迎したいと思いますが、経済センサスの中での「経済のデジタル化」に対しての把握がより進むような方向も望ましいなと思ひまして、その辺のビジョンと言ひましようか、そういうのがありでしたら教へていただければと思ひます。よろしくお祈ひします。

○樫委員長 これはどうでしょう。まず総務省からよろしくお祈ひします。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 ありがとうございます。総務省統計局の小松です。御意見ありがとうございます。

さきにお話いただいたデジタル化の中の調査のデジタル化につきましては、今回かなり思い切った変更をさせていただきまして、これだけの規模でやるのは初めてですので、頑張ってまいりたいと思ひております。

経済のデジタル化の把握につきましては、過去、経済構造統計の方で電子商取引を1回取ったものの、なかなか利活用も難しければ答へるのも難しいということと廃止したという経緯があり、特段そことこに着眼してどうこうという形はございませんが、もちろん産業分類の変更とか生産物分類の関係でその辺が反映されれば、当然私たちは反映してまいりますし、把握する内容がもう少し明確になれば、その中で検討していくのかと認識しております。

いずれにいたしましても、今回デジタル部会で議論されてお祈ひ等々を踏まえまして、今後、将来的な課題として検討してまいりたいと考えているところであります。ありがとうございます。

○樫委員長 どうもありがとうございます。清原先生。

○清原委員 清原です。どうもありがとうございます。今言われたように、オンライン化については、本当にダイナミックに実用化が進めばよいと思ひておりますし、「生産物分類の適用」や「改定された産業分類への対応」をしていただく中で、状況がより把握されてきましたら、実態を把握できる方向性も見えてくる可能性が大にあると思ひますので、是非部会で更に検討していただく中で、「経済のデジタル化」の把握についても、より適切な経済センサスの実施が図られますことを願ひております。

どうもありがとうございます。よろしくお祈ひします。

○樫委員長 どうもありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私からもコメントさせていただきます。

今回の経済センサス - 活動調査は、前回の調査内容の枠を継承しつつ、第4期の公的統計の整備に関する基本的な計画に掲げられた、オンライン調査の拡大に向けた取組については、先ほど議論ありました。これを行うほか、利活用ニーズを踏まえて確報を3か月程度、公表を早期化するという計画と伺いました。また、個人企業経済調査も、経済センサス - 活動調査の見直しに合わせて調査票を変更するという計画のようです。

言うまでもなく、経済センサス - 活動調査は各種経済統計のベンチマークとなる極めて重要な基幹統計調査です。調査が円滑に行われ、より利用しやすい統計となるよう、あるいは今回の答申も含め、また次回の課題も含めて、いろいろな議論が部会の中で精力的に行われ、丁寧な審議となることを期待したいと思ひます。

部会長の菅先生をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の皆様方、審議のほど、よろしくお祈ひ申し上げます。

それでは、本日用意いたしました議題は以上となります。本日の議事録は委員に確認をいただいた上

で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているため、ホームページに公開の形に代えさせていただきます。

それでは、次回の委員会の日程について事務局から連絡をお願いいたします。

○谷本総務省統計委員会担当室長 本日も御審議ありがとうございました。次回の委員会につきましては調整中です。日時、場所につきましては別途御連絡いたします。

事務局から以上です。

○樫委員長 それでは、以上をもちまして、第215回統計委員会を終了いたしたいと思います。本日もどうもありがとうございました。